中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十六号

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第五項、第四十六条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第十条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から四六月まで	一、〇一〇円を前月金額に加算した金額
四七月から五四月まで	一、〇二〇円を前月金額に加算した金額
五五月から六四月まで	一、〇三〇円を前月金額に加算した金額
六五月から七六月まで	一、〇四〇円を前月金額に加算した金額
七七月から八八月まで	一、〇五〇円を前月金額に加算した金額
八九月から九六月まで	一、〇六〇円を前月金額に加算した金額
九七月から一〇四月まで	一、〇七〇円を前月金額に加算した金額
一〇五月から一一二月まで	一、〇八〇円を前月金額に加算した金額
一一三月から一二〇月まで	一、〇九〇円を前月金額に加算した金額
一二一月から一二八月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
一二九月から一三六月まで	一、一一〇円を前月金額に加算した金額
一三七月から一四四月まで	一、一二〇円を前月金額に加算した金額
一四五月から一五二月まで	一、一三〇円を前月金額に加算した金額
一五三月から一六〇月まで	一、一四〇円を前月金額に加算した金額
一六一月から一九〇月まで	一、一五〇円を前月金額に加算した金額
一九一月から一九五月まで	一、一四〇円を前月金額に加算した金額
一九六月から二〇五月まで	一、一五〇円を前月金額に加算した金額
二〇六月から二四〇月まで	一、一六〇円を前月金額に加算した金額
二四一月から二九〇月まで	一、一七〇円を前月金額に加算した金額
二九一月から二九五月まで	一、一六〇円を前月金額に加算した金額
二九六月から三〇〇月まで	一、一七〇円を前月金額に加算した金額
三〇一月から三四八月まで	一、一八〇円を前月金額に加算した金額
三四九月から三九六月まで	一、一九〇円を前月金額に加算した金額
三九七月から四四四月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
四四五月から四九二月まで	一、二一〇円を前月金額に加算した金額
四九三月から五四〇月まで	一、二二〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数	当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十二条関係）

月数	金額
一月	一、〇〇〇円
二月	二、〇〇〇円
三月	三、〇〇〇円
四月	四、〇〇〇円
五月	五、〇〇〇円
六月	六、〇一〇円
七月	七、〇一〇円
八月	八、〇一〇円
九月	九、〇一〇円
一〇月	一〇、〇二〇円
一一月	一一、〇二〇円
一二月	一二、〇三〇円